



Make sure you perform the test according to the instructions for use
Make sure you know how the test should be stored
Make sure you know how to read the test result
Make sure you know what the result means
Make sure you know how the test is disposed of after use

Know who to consult for help if you need it when you know the result.

4. After using the test ...

Remember, no test kit is 100% reliable. Regardless of the result, if your concerns/symptoms persist, contact your GP or another healthcare professional.

October 2012

②流通・取引慣行ガイドラインの見直し

(1) 制度比較

○垂直的拘束規制に係る比較

国名	日本	米国	EU	韓国
<p>比較の視点</p> <p>① 垂直的制限 (Vertical Restraints) に関する規制について、事業者によるどのような行為を規制しているか。</p>	<p>以下のいずれかに該当する垂直的制限行為は、不公正な取引方法として独占禁止法で規制される。</p> <p>○独占禁止法第2条第9項</p> <p>四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品供給すること。</p> <p>イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させること</p> <p>ロ 相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。</p> <p>ハ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者によってこれを維持させること</p> <p>ニ その他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの</p> <p>イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。</p> <p>ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。</p> <p>○不公正な取引方法 (昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)</p>	<p>以下のいずれかに該当する垂直的制限行為は、シャーマン法第1条又は連邦取引委員会法第5条に違反する行為として規制される。</p> <p>○シャーマン法第1条</p> <p>州間又は外国との取引又は通商を制限する全契約、トラストその他の形態による結合又は共謀 (every contact, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy) は、これを違法とする。</p> <p>○連邦取引委員会法第5条</p> <p>(a) (1) 通商における若しくは通商に影響を及ぼす不公正な競争方法及び不公正な若しくはぎまんの行為又は慣行は、これを違法とする。</p> <p>※連邦取引委員会法第4条では、「通商」とは、州と州との間、州と外国との間、合衆国の属内若しくはコロンビア特別区内、属領間、属領と州若しくは外国との間、又はコロンビア特別区と州、属領若しくは外国との間の通商をいうとされている。</p> <p>なお、このほか、州においても独自の反トラスト州法を制定し、これらの行為を規制対象としている。</p>	<p>以下のいずれかに該当する垂直的制限行為は、E.U機能条約第101条第1項に違反する行為として同条約で規制される。</p> <p>○E.U機能条約第101条第1項</p> <p>加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害し、制限し、若しくは歪曲する目的を有し、又はかかる結果をもたらし事業者間の全ての協定、事業者団体の全ての決定及び全ての共同行為であつて、特に次の各号の一到に該当する事項を内容とするものは、域内市場と両立しないものとし、禁止する。</p> <p>a 直接又は間接に、購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件を決定すること</p> <p>b 生産、販売、販売、技術開発又は投資を制限し又は統制すること</p> <p>c 市場又は供給源を割り当てること</p> <p>d 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと</p> <p>e 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること</p>	<p>以下のいずれかに該当する垂直的制限行為は、独占規制及び公正取引に関する法律第29条第1項又は同法第23条第1項・第2項に違反する行為として規制される。</p> <p>○独占規制及び公正取引に関する法律第29条第1項</p> <p>事業者は、再販売価格維持行為をしてはならない。ただし、商品又は役務を一定の価格以上で取引できないようにする最高価格維持行為であつて、正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>第23条</p> <p>第1項 事業者は、次の各号に該当する行為であつて、公正な取引を阻害するおそれがある行為 (「不公正取引行為」) をし、又は系列会社若しくは他の事業者をして、これを行わせてはならない。</p> <p>一 不当に取引を拒絶し、又は相手方を差別して取扱う行為</p> <p>五 取引の相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引し、又は他の事業者の事業活動を妨害する行為</p> <p>第2項 不公正取引行為の類型や基準は、大統領令に定める。</p> <p>○独占規制及び公正取引に関する法律施行令 (大統領令 22467号 2010.11.2)</p> <p>第36条 (不公正取引行為の指定)</p> <p>① 法律第23条 (不公正取引行為の禁止) 第</p>

<p>② ①の各行為につき、その違法性の判断にどのような基準を採用しているか。</p> <p>1. 当然違法または原則違法の原則を採用しているか。その場合、対象となる制限行為は。</p>	<p>(その他の取引拒絶)</p> <p>2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者これらに該当する行為をさせること。</p> <p>11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。</p> <p>(拘束条件付き取引)</p> <p>12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。</p>	<p>1. 米国では、再販売価格維持行為について、従来、一切の正当化を許さず、行為の外形から一律に違法とすの当然違法の原則が米国の判例法上採られていた。しかし、2007年のリージョン判決により、合理の原則を採用すべきであるとされた。</p> <p>合理の原則とは、米国の判例法上、違法が適法かを判断する際に、当該行為による競争促進効果と競争制限効果とを比較衡量する考え方であり、競争促進効果があれば合法とされるところであり、競争促進効果がなく、競争促進効果が競争制限効果を上回る場合に合法とされるものであつて、再販売価格維持行為が合法化されたものではない。</p> <p>なお、米国では、当然違法の原則を維持する</p>	<p>1. EUでは、再販売価格維持行為は、競争を制限することが推定され、EU機能条約第101条第1項(禁止規定)に該当すると推定される(欧州委員会垂直的制限に関するガイドライン(2010/C 130/01))パラグラフ223。以下「EUガイドライン」という。したがって、再販売価格維持行為については、原則として違法である。</p> <p>ただし、欧州委員会が個別事案の調査をした場合に、事業者が、当該行為が以下の4つの全ての要件(EU機能条約第101条第3項)を満たすものであることを十分に説明し、欧州委員会がそれを認めるときには合法とされる。</p> <p>① 商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立つものであること</p>	<p>2 項の規定による不正取引行為の類型又は基準は、別表1の2と同じ。</p> <p>(別表1の2)</p> <p>1. 取引拒絶</p> <p>法第23条(不正取引行為の禁止)第1項第1号前段で「不当に取引を断る行為」とは次の各目の一に該当する行為をいう。</p> <p>イ. その他の取引拒絶</p> <p>不当に特定事業者に対し取引の開始を断つたり、継続的な取引関係にある特定事業者に対し取引を中断したり、取引する商品又は役務の数量や内容を著しく制限する行為</p> <p>7. 拘束条件付き取引</p> <p>法第23条(不正取引行為の禁止)第1項第5号前段で「取引の相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引する行為」とは、次の各目の一に該当する行為をいう。</p> <p>ア 排他条件付き取引</p> <p>不当に取引相手方が自分又は系列会社の競争事業者と取引しない条件でその取引相手方と取引する行為</p> <p>イ 取引地域又は取引相手方の制限</p> <p>商品又は役務を取引することにおいて、その取引相手方の取引地域又は取引相手方を不当に拘束する条件で取引する行為</p>
				<p>1. 韓国では、再販売価格維持行為のうち、最低価格維持行為については、従来、競争制限性や非公正性についての分析なしで当然違法とみなすとの考え方がとられていた。しかし、2010年の韓米薬品判決により、結果として消費者の厚生を増大するなど、正当な理由がある場合を例外として、それ以外は禁止されるとされた。正当な理由については、立証責任は事業者側にあるとし、価格以外のサービス競争の促進、消費者における商品選択の多様化、関連商品の市場に簡単にアクセスできるようにする等か等の事情が総合的に考慮されるとしている。</p> <p>一方、最高価格維持行為については、正当な理由なく行われるものを禁止している。正</p>

<p>2. 違反要件の要素に、反競争性(市場支配的地位)の形成・維持・強化を必要としているか。その場合、対象となる制限行為は、</p>	<p>のことであるが、上記のとおり、再販売価格維持行為については、行為がなされただけで違法と判断するものではない。したがって、日本では、本設問の「原則違法の原則」は採用していない。</p> <p>なお、流通・取引慣行ガイドラインでは、「メーカーが流通業者の販売価格(再販売価格)を拘束することは、原則として不正な取引方法に該当し、違法となる」と記載しているところ、これは、再販売価格維持行為は、公正な競争秩序維持の観点から、「正当な理由」があると認められる場合には例外的に適法となり、それ以外の場合には違法となるという趣旨で記載しているものであり、本設問における「原則違法の原則」とは異なる。</p> <p>非価格制限行為についても、競争者を排除することとならないかどうか、価格競争を阻害することとならないかどうかなど、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるかと認められるかどうかを判断する。したがって、「当然違法」も「原則違法の原則」も採用していない。</p>	<p>州もあり、リージョン判決の考え方の枠組みが米国国内において統一されている状況にはない。</p>	<p>と。</p> <p>② 当該行為によって生ずる利益が消費者に等しく行き渡るものであること。</p> <p>③ 当該行為の参加事業者に対し、上記①及び②の目的を達成するために必要以上の制限を課すものでないこと。</p> <p>④ 当該行為の対象商品の実質的な部分について、参加事業者の間における競争を排除するおそれがないこと。</p> <p>しかしながら、EUガイドラインでは、再販売価格維持行為が、上記要件の全てを満たす可能性は低いと推定されるとしている(パラグラフ223)。</p> <p>これまで、欧州委員会が事業者からの説明を受け、それを認めて合法とした事案はない。</p> <p>EUでは、加盟国間の貿易に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、競争を妨害、制限又は歪曲する垂直的協定に対し、禁止規定が適用される場合、非価格制限行為については、当該行為による負の効果(negative effects。例：他の競争者の締め出し、価格の上昇等)と正の効果(positive effects。例：サービス等の向上)とを比較衡量し、違法性が判断される。</p>	<p>当な理由については、競争制限効果と効率性増大効果・消費者厚生増大効果を比較衡量し、効率性増大効果・消費者厚生増大効果が競争制限効果を上回る場合が該当するとされている。(再販売価格維持行為審査指針)</p>
<p>2. 垂直的制限行為については、通常、独占規制及び公正取引に関する法律第23条第1項・2項又は同法第29条第1項で規制され、同項では、違反要件の要素として市場支配的地位の形成・維持・強化を必要としない。</p>	<p>2. 垂直的制限行為については、通常、不正な取引方法として独占禁止法で規制され、不正な取引方法については、違反要件の要素として市場支配的地位の形成・維持・強化を必要とされないが、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる場合、つまり、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合に、違法となる。</p> <p>なお、独占禁止法第3条(前段)では、事業者が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為を私的独占として禁止しているところ、「一定の</p>	<p>2. 垂直的制限行為については、通常、シャーマン法第1条又は連邦取引委員会法第5条で規制され、いずれにおいても、違反要件の要素として市場支配的地位の形成・維持・強化を必要としない。</p> <p>なお、シャーマン法第2条では、州間の又は外国との取引を独占し、独占を企図し、又は独占する目的を持って他の者と結合・共謀することが禁止されており、一定の市場において、意図的に独占力(価格を支配し、競争を排除し得る力)を取得し、又は維持することを規制している。このように、シャーマン法第2条では、違反要件の要素として市場支配的地位の形成・維持・強化を必要としている。</p>	<p>2. 垂直的制限行為については、通常、EU機能条約第101条第1項で規制され、同項では、違反要件の要素として市場支配的地位の形成・維持・強化を必要としない。</p> <p>なお、EU機能条約第102条では、域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為が、それによって加盟国間の取引が悪影響を受けるおそれがある場合を規制している。この市場支配的地位の濫用規制では、違反要件の要素として市場支配的地位の維持・強化を必要としている。</p>	<p>韓国では、非価格制限行為(その他の取引拒絶、排他条件付取引及び取引地域又は取引相手方の制限)については、「不当に」を要件とする行為類型として、原則として競争制限性・非公正性(unfairness)と効率性増大効果・消費者厚生増大効果などを比較衡量して競争制限性・非公正性の効果がより大きい場合に違法なものと判断される。(不正取引方法の審査指針)</p> <p>2. 垂直的制限行為については、通常、独占規制及び公正取引に関する法律第23条第1項・2項又は同法第29条第1項で規制され、同項では、違反要件の要素として市場支配的地位の形成・維持・強化を必要としない。</p> <p>なお、独占規制及び公正取引に関する法律第3条の2では、市場支配的地位の濫用の禁止として、市場支配的地位の濫用の禁止を決定し、維持又は変更等を行うことを禁止しているところ、「市場支配的地位」とは、「一定の取引分野における供給者または需要者であって、単独で又は他の事業者とともに、商品又は役務の価格、数量、品質その他の取引条件を決定し、維持し又は変更すること</p>

取引分野における競争を実質的に制限することとは、「市場支配的地位の形成・維持・強化」とされている。このように、私的独占では、違反行為の要素として市場支配的地位の形成・維持・強化を必要としている。

3. 違反要件の要素に、競争促進効果を考慮しているか。その場合の範囲は。

3. 再販売価格維持行為について、最高裁判決では「再販売価格維持行為により、行為者とその競争者との間における競争関係が強化されるとしても、それが、必ずしも相手方たる当該商品の販売業者間において自由な価格競争が行われた場合と同様な経済上の効果をもたらすものでない以上、競争阻害性のあることを否定することはできない」というべきである。」(和光堂(株)による審決取消訴訟事件最高裁判所判決。昭和46年(行ツ)第82号。)としている。当該判決の趣旨からすれば、メーカーのブランド間競争による小売業者間の競争促進効果が、ブランド内競争を制限することによる小売業者間の競争制限効果を上回り、小売業者間の競争が促進される場合には、「正当な理由」があると認められる余地があると考えられる。

3. 米国では、垂直的制限行為について、合理の原則を採用している。

合理の原則とは、米国の判例法上、違法か適法かを判断する際に当該行為による競争促進効果と競争制限効果とを比較衡量する考え方であり、競争促進効果があれば合法とされることがあり、競争促進効果が競争制限効果を上回る場合に合法とされるものである。なお、米国では、再販売価格維持行為について、当然違法の考え方の枠組みが米国内において統一されている状況にはない。

ができる市場支配的地位を有する事業者」(同法第2条第7項)とされている。この市場支配的地位の濫用規制では、違反要件の要素として市場支配的地位の維持・強化を必要としている。

3. EUでは、再販売価格維持行為は、競争を制限することが推定され、EU機能条約第101条第1項(禁止規定)に該当すると推定される(EUガイドラインパラグラフ223)。したがって、再販売価格維持行為については、原則として違法である。

ただし、欧州委員会が個別事案の調査をした場合に、事業者が、当該行為が以下の4つの全ての要件(EU機能条約第101条第3項)を満たすものであることを十分に説明し、欧州委員会がそれを認めるときには合法とされる。

- ① 商品の生産・販売の改善又は技術的・経済的進歩の促進に役立つものであること。
- ② 当該行為によって生ずる利益が消費者に等しく行き渡るものであること。
- ③ 当該行為の参加事業者に対し、上記①及び②の目的を達成するために必要以上の制限を課すものでないこと。
- ④ 当該行為の対象商品の実質的な部分について、参加事業者の間における競争を排除するおそれがないこと。

しかしながら、EUガイドラインでは、再販売価格維持行為が、上記要件の全てを満たす可能性は低いと推定されるとしている(パラグラフ223)。

これまで、欧州委員会が事業者からの説明を受け、それを認めて合法とした事案はない。また、EUガイドラインでは、再販売価格維持行為における正の効果の説明する前に、次のような負の効果の説明している(パラグラフ224)。

- 第一に、供給者間の共謀を助長する。
- 第二に、当該商品の買手間における販売段階での共謀を助長する。

3. 韓国では、再販売価格維持行為は、最低価格維持行為について、結果として消費者の厚生を増大するなど、正当な理由がある場合を例外として、それ以外は禁止される。正当な理由については、立証責任は事業者側にあり、価格以外のサービスクセプトを促進、消費者に簡便にアクセスできるようにする等の事情が総合的に考慮される。

ただし、最高価格維持行為では、正当な理由の有無により違法性を判断するものであり、正当な理由の判断においては、競争制限効果と効率性増大効果・消費者厚生増大効果とを比較衡量し、効率性増大効果・消費者厚生増大効果が競争制限効果を上回る場合に合法とされる。(再販売価格維持行為審査指針)

第三に、製造業者の多くが、同一の流通業者に販売している場合や、製造業者の多くが流通業者に対して再販売価格維持をさせる場合には、製造業者間、小売業者間の競争が減退する。

第四に、流通業者が価格を引き下げられず、価格が上昇する。

第五に、製造業者に対する価格引下げ圧力が弱まる。

第六に、再販売価格維持行為によって販売業者の得る利幅が多くなれば、販売業者は、当該製造業者の競争相手である小規模な製造業者の商品を顧客に推奨しなくなる可能性がある。大規模な製造業者が、競争相手である小規模な製造業者を締め出すために用いられる可能性がある。

第七に、販売段階におけるダイナミズム、イノベーションを低下させる。

その上で、再販売価格維持行為は、次のような場合に効率性の向上につながり得るとしている（パラグラフ 225）。

- ・ 製造業者が新製品を投入する際に、販売業者の販売努力を高める手段を提供することによって、新製品の導入を促し、当該商品の需要全体を拡大させ、消費者の利益となる場合
- ・ フランチャイズ制の下で、消費者に利益になるような短期的な低価格キャンペーンを行うために必要な場合
- ・ 複雑な製品について、顧客が、商品の購入前に商品選択のために、当該商品の説明等のサービス（高水準のサービス）を提供する小売業者から説明を受けるものの、そのようなサービスを提供していない低価格で当該商品を提供する小売業者から購入するため、高水準のサービスを提供している小売業者が、高水準のサービスの提供をやめてしまう可能性がある場合（ただ乗り防止）

しかしながら、事業者は、上記のような場合

<p>4. 審判手続や取消訴訟における立証責任についての考 え方は。</p> <p>③ 適法なものと して事業者が取り 得る手段は明確に なっているか。 1. セーフハーバー はあるか。その範 囲・要件は。</p>	<p>非価格制限行為については、競争者を排 除することとならないかどうか、価格競争 を阻害することとならないかどうかなど、 市場における公正な競争秩序に悪影響を及 ぼすおそれがあるかと認められるかどうかを 判断する。価格競争を阻害することとなる かどうかは、以下の事項を総合的に判断す ることとしており、競争促進効果について 考慮すべき事情があれば、それも考慮する。</p> <p>① 対象商品をめぐるブランド間競争の 状況（市場集中度、商品特性、製品差 別化の程度、流通経路、新規参入の難 易性等） ② 対象商品のブランド内競争の状況 （価格のバラツキの状況、当該商品を 取り扱っている流通業者の業態等） ③ 制限の対象となる流通業者の数及び 市場における地位 ④ 当該制限が流通業者の事業活動に及 ぼす影響（制限の程度・態様等）</p> <p>4. 独占禁止法に違反する行為についての 立証責任は、公正取引委員会にある。</p>	<p>4. シヤーマン法第1条に違反する行為につい ての立証責任は、司法省（DOJ）にある。 連邦取引委員会法第5条に違反する行為の立 証責任は、連邦取引委員会（FTC）にある。</p> <p>1. 米国司法省（DOJ）、連邦取引委員会（F TC）又はこれまでの判決において、再販売価 格維持行為及び非価格制限行為に関し、セーフ ハーバーに該当するものは示されていない。</p>	<p>4. E U機能条約第101条第1項に違反する行 為についての立証責任は、欧州委員会にある。</p> <p>1. E Uでは、再販売価格維持行為に関し、セ ーフハーバーに該当するものはない。</p>	<p>4. 独占規制及び公正取引に関する法律に違 反する行為についての立証責任は、韓国公正 取引委員会にある。</p> <p>1. 韓国では、再販売価格維持行為に関し、 セーフハーバーに該当するものはない。</p>	<p>において、再販売価格維持行為が上記①～④の 4つの全ての要件を満たすものであることを 証明する中で、再販売価格維持行為がたまた まを防止するための手段だけでなく、インセン ティブも提供し、かつ、商品の販売前のサービ ス（高水準のサービス）が、全体として消費者 の利益となることを説得力をもって証明しな ければならないとしている（パラグラフ 225）。</p> <p>E Uでは、非価格制限行為の違法性を検討す るに当たり、当該行為による負の効果と正の効 果とを考慮し、違法となるか、適法となるかを 判断する。</p> <p>また、禁止規定（E U機能条約第101条第1 項）に該当するか否かを評価する際には、以下 の要素を考慮している。</p> <p>(a) 契約の性質 (b) 当事者の市場における地位 (c) 競争者の市場における地位 (d) 当該商品の購入者の市場における地位 (e) 参入障壁 (f) 市場の成熟度 (g) 取引段階 (h) 商品の性質 (i) その他の要素 (パラグラフ 111)</p>	<p>韓国では、非価格制限行為（その他の取引 拒絶、排他条件付取引及び取引地域又は取引 相手方の制限）については、「不当に」を要 件とする行為類型として、原則として競争制 限性・非公正性と効率性増大効果・消費者厚 生増大効果などを比較衡量して効率性増大 効果・消費者厚生増大効果が競争制限効果を 上回る場合に合法とされる。（不正取引引 法の審査指針）</p>
---	--	---	--	---	--	---

<p>2. 選択的流通制度など非価格制限行為の中で適法となる行為は明確化されているか。</p>	<p>非価格制限行為については、競争者を排除することとならないかどうかや、価格競争を阻害することとならないかどうかなど、市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるか認められるかどうかを判断する。このため、非価格制限行為により、競争者を排除することとならず、価格競争も阻害することとならない場合には、市場シェアにかかわらず、違法とはならない。</p> <p>流通・取引慣行ガイドラインでは、①競争品の取扱いを制限する場合と②販売地域について厳格な制限を課す場合について、メーカー（売手）の市場シェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下である事業者が行うものについては、通常、違法とはならない旨記載している。</p> <p>EUでは、メーカー（売手）だけでなく、流通業者（買手）の市場シェアもみることとなっているところ、上記のように、日本では、流通業者（買手）の市場シェアはみず、メーカー（売手）の市場シェアのみをみるものとしている。したがって、日本では、流通業者（買手）の合計市場シェアが非常に大きい場合でも、メーカー（売手）の市場シェアが10%未満で、その順位が上位4位以下であれば、通常、違法とはならない。しかしこのような場合、EUでは、セーフハーバーの対象とはならない。</p>	<p>2. 米国では、合理の原則によって違法性が判断されており、選択的流通制度が適法であることは明確化されていない。</p>	<p>EUでは、価格維持行為や買手の販売地域・顧客の制限行為など、ハードコア制限行為に該当するものは、セーフハーバーの対象とならない。</p> <p>EUでは、ハードコア制限行為に当たらない垂直的制限行為については、日本と異なり、売手の市場シェアだけでなく、買手の市場シェアもみることとされ、売手と買手の市場シェアがいずれも30%以下である場合には、セーフハーバーの対象となる。このため、メーカー（売手）の市場シェアが30%以下であったとしても、当該商品の買手である流通業者のシェアの合計が30%を超えれば、セーフハーバーの対象とはならない。したがって、例えば、売手である家電メーカーのシェアが30%以下であったとしても、当該商品を購入している家電量販店のシェアの合計が30%を超えれば、EUのセーフハーバーの対象にはならない。</p>	<p>韓国では、非価格制限行為（その他の取引拒絶、排他条件付取引及び取引地域又は取引相手方の制限）については、「不当に」を要件とする行為類型として、当該行為をした事業者の市場占有率が10%未満である場合には、当該市場における競争制限効果が微小であるとみなして、原則として審査免除対象とするとしている。ただし、市場占有率算定が事実上不可能であったり、著しく困難な場合には、当該事業者の年間売上額が20億ウォン（約1900万円、平成26年3月時点）未満の場合を審査免除対象にしている。</p> <p>なお、上記のセーフハーバーに該当する事業者の行為でも、韓国公正取引委員会が独占規制及び公正取引に関する法律の適用のため審査を開始できないということではない。また、セーフハーバーに該当しない事業者の行為だからといって自動的に違法性が推定されるのではない。</p> <p>（不正取引行為の審査基準）</p>	<p>2. 選択的流通制度とは、欧州委員会規則330/2010号において定義されている概念で、売手が、一定の基準に基づき選択した流通業者のみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売する流通制度であり、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域において、認定されていない流通業者に対しては、当該商品やサービスを提供しない義務を負うものとされている。</p> <p>EUガイドラインでは、選択的流通制度について、売手と買手の市場シェアがいずれも30%</p>	<p>2. 選択的流通制度とは、欧州委員会規則330/2010号において定義されている概念で、売手が、一定の基準に基づき選択した流通業者のみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売する流通制度であり、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域において、認定されていない流通業者に対しては、当該商品やサービスを提供しない義務を負うものとされている。そして、一定の要件を満たす選択的流通制度は、適法とされている（右記EU</p>	<p>2. 米国の原則によって違法性が判断されており、選択的流通制度が適法であることは明確化されていない。</p>	<p>2. 選択的流通制度とは、欧州委員会規則330/2010号において定義されている概念で、売手が、一定の基準に基づき選択した流通業者のみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売する流通制度であり、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域において、認定されていない流通業者に対しては、当該商品やサービスを提供しない義務を負うものとされている。</p> <p>EUガイドラインでは、選択的流通制度につ</p>	<p>2. 韓国では、原則として競争制限性・非公正性(unfairness)と効率性増大効果・消費者厚生増大効果などを比較衡量して判断されているが、選択的流通制度が適法であることは明確化されていない。（不正取引行為の審査指針）</p>
---	---	--	--	---	---	--	---	---	---

の欄参照)。

流通・取引慣行ガイドラインでは、非価格制限行為について、競争者が排除されたり、価格競争が阻害されたりする場合には違法となる旨明記している。EUで適法性の要件を満たす選択的流通制度について言えば、競争者を排除することとはならず、価格競争を阻害することとはならないと考えられることから、流通・取引慣行ガイドラインに照らしても問題となるものではない。

なお、売手の過半が選択的流通制度を導入することによる累積的效果が生ずる場合、EUで適法性の要件を満たす可能性が低いことにつき、右記EUの欄参照。

以下である場合には、セーフハーバーの対象となる旨記載されている(パラグラフ176)。

また、同ガイドラインでは、セーフハーバーに該当しない場合、違反とならないためには以下の三つの要件を満たすことが条件となるとされている(パラグラフ175)。

① 当該製品の性質からみて、選択的流通制度が当該製品の品質と適切な使用を確保するために必要であるとの観点から、当該製品の性質上、選択的流通制度を導入する必要があること。

② 再販業者の選択は、質的な特性に関する客観的基準に基づいてなされなければならず、その基準は全てに対して一律に定められたものであって、あらゆる潜在的再販業者に開かれており、かつ差別的な方法で適用されないこと。

③ 定められた基準が必要な範囲を超えていないこと。

他方、EUガイドラインでは、主要な売手の過半が、選択的流通制度を導入している場合には、累積的效果(cumulative effect)が生じ、ブランド間競争が著しく減少し、一定の種類の流通業者が締め出されるだけでなく、売手間の共謀のリスクが高まるとしている(パラグラフ178)。

また、EUガイドラインでは、売手の上位5社全てが選択的流通制度を導入している場合、累積的效果が生じ、実際に販売店舗を持つことや特定のサービスを提供することを義務付け、一定の種類の流通業者を締め出すときには、特に競争上の懸念が生じている。また、当該選択的流通制度が、商品を適切に販売することが可能な新規参入者、特に消費者に低価格を提供するディスカウント業者やオンラインのみ販売をする業者の市場へのアクセスを妨げ、それによって、既存の流通チャネルを有利にし、消費者に不利益を与える場合には、適法要件を満たす可能性は通常ないとしている(パラグラフ179)。

なお、上記の考え方からすれば、例えば、家

				電メーカ一各社が一律に選択的流通制を導入した場合、累積的効果が生じ、EUの適法要件を満たす可能性は低いと考えられる。	
				EUガイドラインの中で、具体的な事例の提示を行っている。	
④ ガイドライン中に具体的な事例の提示はあるか。	流通・取引慣行ガイドラインの中で、具体的な事例の提示を行っている。	米国には、日本及びEUにおける垂直的制限行為に対するガイドラインに相当するものはない。具体的な事例の提示を行っていない。		EUガイドラインの中で、具体的な事例の提示を行っている。	「再販売価格維持行為審査指針」及び「公正取引行為の審査指針」の中で、具体的な事例の提示を行っている。

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

上記②1ないし4、上記③1及び2並びに上記④について

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。また、競争制限的な行為を規制するという考え方は各国共通のものであり、再販売価格維持行為を始めとする垂直的制限行為についても同様である。

現行の独占禁止法による規制は、公正かつ自由な競争を促進し、消費者の利益を確保する観点から、また、国際比較の観点からも、必要かつ妥当なものであると考える。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

上記②1ないし4、上記③1及び2並びに上記④について

- 再販売価格維持行為に対する規制は、公正かつ自由な競争を促進するために必要不可欠であり、これを緩和することは、公正かつ自由な競争にとって極めて弊害が大ききく、消費者利益を損なうこととなることに留意すべきである。また、国際比較の観点から、現行の規制を緩和することは国際的スタンダードから外れるものであるという点にも留意すべきである。
- 当該規制の検討に当たっては、メーカ一の利益だけでなく、消費者の利益を確保する観点からの検討が必要であり、特定の業界からの意見だけでなく、広く消費者や流通業者の意見も聞く必要がある。
- また、法律上適用除外が認められていた公正取引委員会による指定再販制度が見直しの見直しにより削減され、平成9年度以降存在しないこと、再販売価格維持行為に対する課徴金の導入という強化改正が平成21年に行われていることにも留意すべきである。
- 家電業界の団体から、家電メーカが行う具体的な行為について、独占禁止法上問題とならない再販売価格維持行為や非価格制限行為の事例を流通・取引慣行ガイドラインに明記してほしいとの要望が出されているが、独占禁止法違反とならないものについての考え方をQ&Aにより既に明確化したものもあり、こうした方法による対応が可能である。

以上

③研究設備等に関する高圧ガス規制の見直し

(1) 制度比較

○研究施設を含む設備の高圧ガス規制に係る比較

国名 比較の視点	日本	米国 (カリフォルニア州)	英国	(参考) ドイツ
1. 高圧ガスの利用を規定している法令はあるか。あるとすればどのような法令か。	<p>【法律】 高圧ガス保安法</p> <p>【規則】 一般高圧ガス保安規則 コンビナート等保安規則 等</p> <p>* ガンリン等の危険物については、消防法において規制。 * 高圧ガスでない低圧の設備やボイラーについては、労働安全衛生法において規制。</p>	<p>【連邦法】 ①労働安全衛生法 (Occupational Safety and Health Act of 1970)</p> <p>【州法等】 ②カリフォルニア州消防法 (California Fire Code) ③カリフォルニア州産業安全衛生法 法圧力容器規則 (Unfired Pressure Vessel Safety Order)</p> <p>* 圧縮ガスなどの危険物質に対しては、安全衛生法のみならず、州の消防法や圧力容器に関する法律によって規制されている。</p>	<p>【法律】 労働安全衛生法 (Health and Safety at Work etc. Act 1974)</p> <p>【規則】 ・ 安全衛生マネジメント規則 (Management of Health and Safety at Work Regulations 1999) ・ 大規模災害規則 (Control of Major Accident Hazards Regulations 1999) ・ 危険物質と爆発雰囲気規則 (Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations 2002) ・ 圧力システム安全規則 (The Pressure Systems Safety Regulations 2000) 等</p>	<p>【法律】 雇用保護法 (ArbSchG)</p> <p>【規則】 産業安全衛生規則 (BetrSichV)</p>

国名 比較の視点	日本	米国 (カリフォルニア州)	英国	(参考) ドイツ
2. 所管庁はどこか。	経済産業省	① 米国労働省 (United States Department of Labor) ② カリフォルニア州森林保護・防火局 (California Department of Forestry and Fire Protection) ③ カリフォルニア州労働安全衛生局 (The Division of Occupational Safety and Health)	安全衛生庁 (HSE-Health and Safety Executive)	労働社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales)
3. 法令の規制対象、要件は何か。どのように規制しているのか (許可か、届出か)。	【規制対象等】 災害の発生の防止及び公共の安全の確保を目的として、主に圧力が1MPa以上の圧縮ガス等を対象とし、高圧ガスの製造・貯蔵・移動・消費等の取り扱いに関して規制している。	① 労働安全衛生法 【規制対象等】 連邦政府の統治が行われる領土におけるすべての事業者とそこで働く労働者に適用され、事業者は、以下の義務を負う。 (1) 労働者に死亡又は重大な身体的危害を引き起こす可能性があると思われる危険に労働者各人がさらされないような雇用及び雇用の場を提供し、 (2) 本法に基づいて公布された労働安全衛生基準を遵守するものとする	【規制対象等】 事業者の被雇用者及び一般公衆に対する義務並びに被雇用者の自身及び相互間における義務を示している。この法律においては、これらの義務について、「合理的に実現可能な限りにおいて」の原理による限定がなされている。	【規制対象等】 労働災害防止措置によって、職場の労働者の安全衛生の保護を保障し、これを改善することに資することを目的とする。これはあらゆる職業活動分野に適用される。

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	（参考） ドイツ
	<p>【規制の方法】 （高圧ガスの製造に関する許可） ・ 100 m³/日以上のガスを処理する者は、設備の新規設置・変更時に事業所ごとに都道府県知事の許可を得る必要がある（第1種製造者）。 なお、処理量は事業所内で合算して計算する。</p> <p>・ 完成検査、保安検査も必要。経済産業大臣認定を受けている事業者（認定保安検査実施者）は自主検査が可能だが、それ以外は都道府県知事等の検査が必要になる。</p>	<p>【規制の方法】 安全管理システムの構築やリスクアセスメントの実施等について法令の遵守義務あり。立入検査等により適合状況を確認。</p> <p>②カリフォルニア州消防法 【規制対象等】 新規および既存の建物の爆発や危険な状況、火災の危険から国民の健康、安全と一般的な福祉を守るために、すべての建物や構造物等の建設、改造、移動、増設、交換、修理、使用、占有、メンテナンス等に係る安全基準や緊急作業時の対応指針等を定めている。</p> <p>【規制の方法】 消防法において、圧縮ガスは規制の対象とされており、可燃性ガス（5.664 m³を超えもの）や毒性ガス（量によらず）等を取り扱う場合は、その設備の運営及び設置について地元消防局の許可や、完成検査・定期検査を受ける必要がある。</p>	<p>【規制の方法】 ＜労働安全衛生法＞ 安全管理システムの構築やリスクアセスメントの実施等について法令の遵守義務あり。立入検査等により適合状況を確認。</p> <p>＜安全衛生マネジメント規則＞ 安全衛生のマネジメントを行うために、事業者が何を行うことが求められているかを明確に示しており、あらゆる事業活動に適用され、事業者に要求されることの中心は、リスクアセスメントの実施であり、5名以上の被雇用者を有する事業者は、リスクアセスメントに関する記録を作成しなければならない。</p> <p>＜大規模災害規則＞ 危険化学物質又は爆発物の一定以上の量を製造、貯蔵、輸送するとき、届出を要求している。 例) Ammonium nitrate 5 ton Chlorine 10 ton</p>	<p>【規制の方法】 圧力設備を設置する事業者に対し、設備の設置、運用に関し、法令上、事業者自らが爆発に関するリスクアセスメント、設備の維持等のためのすべての安全措置などを実施し、自らの判断で安全対策を講じること等が義務付けられている。また、事業者による申請に基づき、第三者認証機関が個別に適合性評価を行った上で、行政当局による許可が必要である。</p>

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	(参考) ドイツ
		<p>③カリフォルニア州産業安全衛生法圧力容器規則</p> <p>【規制対象等】</p> <p>ガスの種類に応じて、設計、建設、設置、補修及び改造の基準を定めている。加えて、石油精製業者は、Petroleum Safety Order により、メンテナンス、検査、補修及び改造について規制を受ける。</p> <p>【規制の方法】</p> <p>州の検査官等による圧力容器の設置時の検査や州による操業許可、定期検査が必要。</p>	<p>Hydrogen 5 ton</p> <p>Very toxic 5 ton</p> <p><危険物質と爆発雰囲気規則></p> <p>危険物質と爆発雰囲気に対するリスクアセスメントと危険場所の区分の設定を要求している。</p> <p><圧力システム安全規則></p> <p>圧力システムについて、適切な設計・製作等を行うことを要求している。</p>	
<p>4. 必要な手続きは何か（どのような書類等が必要か。許可、届出等に必要期間ほどの程度か）。</p>	<p>【必要な書類等】</p> <p><許可申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス製造許可申請書 ・ 製造計画書（以下の事項を記載する。） <p>(1) 製造の目的、処理設備の処理能力、処理設備の性能に関する事項</p> <p>(2) 製造の施設の位置、構造、設備製造の方法について、経</p>	<p>①労働安全衛生法</p> <p>【必要な書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメントに関する記録 <p>【必要な期間】</p> <p>標準処理期間は定められていない。</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無し <p>（事業者による保存のみ）</p>	<p>【必要な書類等】</p> <p><安全衛生マネジメント規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメントに関する記録 ・ ハザードの特定 ・ 誰がどのような危害を受ける可能性があるかの見極め ・ リスクを評価し、予防措置について検討する ・ 予防措置を講じる ・ リスクアセスメントを見直し、必 	<p>【必要な書類等】</p> <p><許可申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価に関する全ての文書 ・ 第3者認証機関の適合性証明書 <p><完成時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価に関する全ての文書 ・ 第3者認証機関の適合性証明書 <p><変更時></p>

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	(参考) ドイツ
	<p>産業省令で定める技術上の基準に関する事項 (3) 製造のための施設の位置と付近の状況を示す図面</p> <p><完成時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス製造施設完成検査申請書 <p><変更時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス製造施設等変更申請書 <p>【必要な期間】</p> <p>都道府県の標準処理期間の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造の許可；総日数 20 日 ・ 変更許可；総日数 20 日 <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県 	<p>②カリフォルニア州消防法</p> <p>【必要書類等】</p> <p><許可申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火規程に適合していることを示す設計図書及び補足するデータ ・ 防火システムに関する図面 <p><完成時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火規程に適合していることを示す設計図書及び補足するデータ ・ 防火システムに関する図面 <p><変更時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更内容を示した文書 <p>【必要な期間】</p> <p>標準処理期間は定められていない。</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元消防局 	<p>要に応じて修正するの 5 ステップが例示されており、リスクアセスメントに関する重要な事項に関する記録が求められる。</p> <p><大規模災害規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラントの操業にあたっての安全性に関する文書 <p><危険物質と爆発雰囲気規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物質と爆発雰囲気に関するリスクアセスメントの記録及び危険場所の区分に関する文書 <p><圧力システム安全規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計及び製作に関する文書 ・ 刻印に関する文書 ・ 設置場所における危険性に関する文書 ・ 保安に影響を与える運転条件に関する文書 <p>【必要な期間】</p> <p>標準処理期間は定められていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価に関する全ての文書 ・ 第三者認証機関の適合性証明書 <p>【必要な期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請から原則 3 ヶ月以内に許可に關して決定をしなければならぬと規定されている。 <p>【提出先】</p> <p>州の行政当局</p>

<p>国名 比較の視点</p>	<p>日本</p>	<p>米国（カリフォルニア州）</p>	<p>英国</p>	<p>（参考） ドイツ</p>
		<p>③カリフォルニア州産業安全衛生 法圧力容器規則 【必要な書類等】 ＜許可申請時＞ ・操業許可・検査申請書（ Pressure Vessel Inspection Request Form） ＜完成時＞ ・操業許可・検査申請書（ Pressure Vessel Inspection Request Form） ＜変更時＞ 許可等が必要な全ての圧力容器の 補修及び改造については、以下の内 容に関する書類の提出が必要。 （1）最高使用圧力、使用材料、厚さ、 形状、直径等の圧力容器に関す る事項 （2）圧力容器の製作時に要求された 技術基準の内容 （3）使用される場所や施設の部分に 関する事項 （4）検査や認証の実施日、検査官の サイン 等</p>	<p>【提出先】 ・安全衛生庁（大規模災害規則の対 象事業者のみ）。 ・上記以外は無し。 （事業者による保存のみ）</p>	

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	（参考） ドイツ
		<p>【必要な期間】 標準処理期間は定められていないが、許可にあつては、可能な限り早く行うとの規定あり。</p> <p>【提出先】 ・カリフォルニア州労働安全衛生局</p>		
<p>5. 法令の適用除外はあるか。あるとすればその要件は何か。</p>	<p>（変更工事における許可の適用除外） 外） 「軽微な変更の工事」と認められる場合は届出で可能。 例1) 処理能力 100 m³未満の製造設備の変更工事 例2) 2 回目以降の処理能力 100 m³未満の製造設備の増設</p>	<p>（変更工事における許可の適用除外） 外） ①労働安全衛生法 無し（許認可制ではないため）。 ②カリフォルニア州消防法 定期的なメンテナンスについては、許可は不要となっている。また、緊急時対応に伴う補修については、事前の許可は不要であるが、2 営業日以内に許可申請が必要。上記以外については、設置、変更、移設等に関してあらかじめ許可が必要。 ③カリフォルニア州産業安全衛生法圧力容器規則 無し。</p>	<p>（変更工事における許可の適用除外） 外） 無し（許認可制ではないため）。</p>	<p>（変更工事における許可の適用除外） 外） 大幅な変更、保安に影響を与える変更以外については、許可は不要。</p>

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	（参考） ドイツ
6. 研究施設に対する取扱いはいくつになっているのか。	<p>研究施設であっても、第1種製造者に該当すれば、施設の新設・変更、使用ガス種の変更、製造方法の変更の許可が必要。</p>	<p>①労働安全衛生法 研究施設も法の規制対象。</p> <p>②カリフォルニア州消防法 研究施設も、他の施設と同様に可燃性ガス（5.664 m³をこえるもの）や毒性ガス（量によらず）等を貯蔵、取り扱う場合は、その設備の運営及び設置、その変更について許可の対象。</p> <p>③カリフォルニア州産業安全衛生法 法圧力容器規制 研究施設も、規制の対象となる圧力容器の設置、変更、補修について許可が必要。</p>	<p><安全衛生マネジメント規則> ・研究施設も規制対象。</p> <p><大規模災害規則> ・研究施設も規制対象。</p> <p><危険物質と爆発雰囲気規則> ・研究施設も規制対象。</p> <p><圧力システム安全規則> 研究や実験に関する圧力システム又はその部品は、規則の適用対象外。</p>	<p>研究施設であっても、規制対象となる設備については、新設や大幅な変更、保安に影響を与える変更に関する許可が必要。</p>

国名 比較の視点	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	（参考） ドイツ
<p>7. 事業者が自主的に検査等可能な制度はあるか。また、そのために必要な要件は何か（審査等がある場合はその要件等）。</p>	<p>有（制度名：認定保安検査実施者制度） 【制度概要】 認定保安検査実施者が自主検査を行い、検査結果を届出ること、行政の検査を要しない制度がある。 ※認定保安検査実施者とは、自ら保安調査ができる者として経済産業大臣が認定する。経済産業省告示第八十六号の告示に従い、保安管理システムの確立、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行うことが必要。</p> <p>【必要な期間】 認定保安検査実施者の認定の標準処理期間は、25日～90日</p> <p>【更新期間】 認定の更新期間は5年</p>	<p>有（制度名：） OUIO（Owner/User Inspection Organizations）制度 【制度概要】 OUIO 制度に基づき、州による認可を受けた圧力容器の所有者／使用者（OUIO（Owner/User Inspection Organizations））は、自ら検査を実施することが可能。 * OUIO（Owner/User Inspection Organizations）制度の要件として、検査の方法、評価・承認手続き、組織体制、記録・文書管理等、検査に係る体制、仕組みが要求されおり、各手順等を明確にすることが必要。</p> <p>【必要な期間】 標準処理期間は定められていない。</p> <p>【更新期間】 認定の更新期間は3年</p>	<p>— ※英国では、事業者自らが検査を行うこととされて、行政による検査は行われていない。</p>	<p>有（制度名：認定検査機関制度） 【制度概要】 事業者自らが PvU と呼ばれる認証機関としての認証を受けることにより、自主検査が可能。 要件として、検査の方法、評価・承認手続き、組織体制、記録・文書管理等、検査に係る体制、仕組みが要求されおり、各手順等を明確にすることが必要。 また、検査対象が有する潜在リスクに応じたコストをカバーするための、賠償責任保険への加入も必要。</p> <p>【必要な期間】 標準処理期間は定められていない。</p> <p>【更新期間】 認定の更新期間は5年</p>

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

○日本の現行規制については、高圧ガスの処理能力が100Nm³/日以上となる第1種製造事業所に対して、許可を求めているところ。ただ、第1種製造事業所に高圧ガスの処理能力が100Nm³/日未満の施設を追加して設置した場合、設置時は許可が必要であるが、その後の変更にあつては、追加で設置した施設の高圧ガスの処理能力が100Nm³/日未満である限り、何度、変更工事を実施しても、許可ではなく、届出によることができる。なお、この規制は研究施設に限っていない。

○今回の調査範囲においては、英国における研究施設は、圧カシシステムの設計や製造に係る規則の対象外としているものの、リスクアセスメントの実施は要求される。また、これ以外には研究施設を規制対象外とする規定は見受けられず、米国やドイツにおいては研究施設であっても許可が必要な規制体系となっている。

○なお、国際的な競争が激しい化学分野における開発スピードのロスを減らし、わが国の経済成長を図るため、研究施設（高圧ガスの処理能力が100Nm³/日未満の設備）の変更において、現状、許可を必要としている制度を届出へと規制緩和してほしいとの要望を踏まえ、平成26年3月10日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会において、本件について説明を行い、検討を開始したところである。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

○研究施設であることだけをもって、安全性が高いとは一概には言えず、研究施設の設置や変更、取り扱い物質の変更等の際の安全性の確保ためには、研究施設の設置や変更、取り扱い物質の変更等に伴うリスクや、研究施設における事故発生時の主要な高圧ガス製造設備への影響について、適切にリスクアセスメントが実施されていることが重要であり、これらに留意して検討を行う必要がある。

○なお、英国においては、2007年に法人が起こした注意義務の重大な違反により死亡事故が発生した場合には、上限のない罰金が課せられる「法人故意殺法（Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007）」が制定されている。

以上

④ダンスに係る風営法規制の見直し
 (1) 制度比較

○ダンスをさせる営業に係る比較

国名 比較の視点	日本		米国		英国	フランス
	サンフランシスコ市	ニューヨーク市	サンフランシスコ市	ニューヨーク市		
1. ダンスをさせる営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンス教室等)を規制する法令はあるか。また、当該法令は、当該営業について許可制(免許制)を採用しているか。	あり(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)) 許可制	あり(サンフランシスコ市警察法) 許可制	あり(サンフランシスコ市警察法) 許可制	あり(ニューヨーク市行政法) 許可制	あり(営業許可法) 許可制	あり(公衆衛生法典、観光法典、環境法典等) 免許制
2. 規制対象となる営業は法令上どのような定義されているか。	○キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業(以下「1号営業」という。風営法第2条第1項第1号)	○「ダンスホール」(ダンスが行われる場所)の運営等	○「ダンスホール」(ダンスが行われる場所)の運営等	○「ダンスホール」(ダンスが行われる場所)の運営等 ○「キャバレー」(飲食の提供と共にダンス等の娯楽を行うことが許される場所)の運営等	○酒類の小売(クラブ、ナイトクラブ等) ○規制娯楽の上演、催行(音楽、ダンス等)	○ダンスフロアを使用することを主たる活動とする飲料提供店

	<p>○ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（以下「3号営業」という。風営法第2条第1項第3号）</p> <p>○ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（指定団体の講習を受けたダンスを教授する者が客にダンスを教授する営業を除く。）（以下「4号営業」という。風営法第2条第1項第4号）</p>				
<p>3.（規制対象となる営業が「ダンス」を要件としている場合）</p> <p>「ダンス」はどのような定義されているか。</p> <p>特段定義されていない場合は、実際にはどのような営業が規制の対象となっ</p>	<p>○法令上の定義はないが、規制の目的に照らして、3号営業は全てが対象となるのに対し、4号営業は原則としてペアダンスのみが対象となると解している。</p>	<p>○ダンスが行われている場所（有料でダンスの教授がなされるダンス教室等を除く。）における人の集まりであり、「General」（18歳以上の者の参加が認められているダンス）と「Special」（16歳以上20歳以下の者の参加が認められているダンス）の2つに分類される。</p>	<p>○一般人が入場を許されるあらゆる種類のダンス</p>	<p>法令上の定義はない。</p>	<p>法令上の定義はない。</p>

<p>ているか。(一般的にダンス(踊り)と認識される身体運動がおしなべて規制対象となっているのか。)</p>		<p>○許可の審査にあたって、エンターテインメント・コミッションは、ダンスのタイプを考慮することができるかとされている。</p>			
<p>4. 規制対象となっている営業の営業可能時間などのように定められているか。また、営業時間の延長や制限が可能な場合ほどのように定められているか。</p>	<p>【原則】 日出時～午前0時 【例外】 〔営業時間延長〕 ① 条例で指定した地域は午前1時まで ② 特別な事情のある日として条例で定める日は条例で定める時間まで 〔営業時間規制〕 住宅地等において、日出時～午前10時、午後11時～午前0時のうち条例で定める時間帯。</p>	<p>【原則】 ○Special タイプのダンスについては、午前6時から午前0時まで ○General タイプのダンスについては、午前6時から翌日の午前2時まで 【例外】 ○エンターテインメント・コミッションが許可した場合には、上記以外の時間帯においても営業が可能。</p>	<p>【原則】 ○午前4時から午前8時までの間の営業は禁止されている。 【例外】 ○特別な場合にはコミッションの裁量により上記の時間帯においても営業が可能。 ○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1時から午前8時までの間の営業を禁止することができる。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定。 ○ロンドン・ウエストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案することとしている。</p>	<p>○各県における始業時間は知事の発する条例により決まっている。 ○閉店時間は最長で朝の7時までとなっている。</p>
<p>5. 青少年の場合への立入は規制されているか。また、立入の可否について、時間帯</p>	<p>○18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることが禁止されている。</p>	<p>【General】 ○18歳未満の者のGeneralタイプのダンスが行われている場所への立入りは原則として禁止されており</p>	<p>○未成年の立入りが頻繁な店舗等については午前1時から午前8時までの間の営業を禁止することができる。</p>	<p>○営業所内での消費を目的として酒類を提供する夜の営業時間帯に19歳以上の者の付添いのない16歳未満の者を立ち入らせ</p>	<p>○保護者等の付添いのない16歳以下の者を受け入れること ○18歳以下の者に酒類を提供すること</p>

<p>による区別はあるか。</p>		<p>り、保護者等の付添いがある場合に限って立入りが認められる。</p> <p>【Special】</p> <p>○エンターテイメント・コミッションにより午前0時以降の営業が許可されている場合でも、午前0時以降における16歳又は17歳の者のSpecialタイプのダンスが行われている場所への立入りは原則として禁止されており、保護者等の付添いがある場合に限って立入りが認められる。</p> <p>○16歳未満の者のSpecialタイプのダンスが行われている場所への立入りは原則として禁止されており、保護者等の付添いがある場合に限って立入りが認められる。</p>		<p>ること</p> <p>○18歳未満の者に酒類を販売すること 等が禁止されている。</p>	<p>等が禁止されている。</p>
-------------------	--	--	--	---	-------------------

<p>6. 営業する店舗について以下の規制はあるか。</p>	<p>外部からの見通しに係る規制</p>	<p>客室の内部が営業所の外部から容易に見通すことができないものでなければならぬ。</p> <p>○客室一室あたりの床面積が 66 m²以上でなければならぬ。</p> <p>○1号及び3号営業については、客室の五分の一以上がダンスをさせるためのスペースでなければならぬ。</p>	<p>○許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションは、フロアの広さと照明が物理的に適正かどうか等を考慮することができる。</p>	<p>○ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合にはコミッションは営業を許可しないことができる。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。</p>	
<p>7. 店舗の立地場所についてどのような規制があるか。</p>	<p>○住宅街のほか、学校・図書館等の周辺に営業所があるときは、営業が許可されないこととなる。 (政令の基準に従い都道府県条例で営業制限地域を指定。)</p>	<p>○許可の審査にあたって、エンターテイメント・コミッションは、営業所の周囲の環境への適合性、近辺における許可数等を考慮することができる。</p>	<p>○ニューヨーク市の法律等による衛生、消防、建築物、用途地域、水道・ガス・電気に関する要件や基準に適合していると認められない場合にはコミッションは営業を許可しないことができる。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。</p>	<p>○市町村長が宗教施設、墓地、病院、学校等からの一定距離内の飲料提供店の設置を制限できる。</p>	

<p>8. 店舗周辺における顧客等による騒音や混雑等の問題に対する対策を行うことが営業者に義務づけられているか。</p> <p>特段の義務づけがない場合には、上記問題への対策や周辺の生活環境の保持などのように担保さ れているか。(立地要件、営業時間規制以外)</p>	<p>【遵守事項】</p> <p>○営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県条例で定める数値以上の騒音又は振動が生じないように、その営業を営まなければならない。</p> <p>○営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で営業しているの広告又は宣伝をしてはならない。</p> <p>【禁止行為】</p> <p>○営業に関し客引きをすること</p> <p>○営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。</p>	<p>○許可を受けたダンスの監視をするため、1人以上の警備員等を置かなければならない。</p>	<p>○営業所の出入口に監視用のデジタルビデオカメラを設置すること</p> <p>○警備員を配置すること</p> <p>○苦情受付担当者を設置すること</p> <p>○周辺における入退場客の混雑による騒音や不法行為を防止するための措置を講じること</p> <p>等が義務付けられている。</p> <p>○また、許可審査にあたっては、地域の関係者から構成される委員会の意見を事前に聞くこととされている。</p>	<p>○施設に関する基準、営業地域、営業時間等に関する詳細な規制については、営業許可当局が決定する。</p> <p>○ロンドン・ウエストミンスター区では、許可審査にあたり、営業時間やセキュリティ、音量や振動といった要素を勘案することとしている。</p>	<p>○公衆来集施設であって日常的に大音量の音楽を流すものに関しては、音量の制限を定めているほか、営業者に対して騒音被害に係る調査書の作成を義務づけている。</p> <p>○閉店前の1時間半の間はアルコール飲料の販売ができない。</p>
---	--	---	--	--	--

※ ドイツ…連邦営業法の規定により、およそ営業を営む者は、原則として、所管行政庁に対し、届出をしなければならぬ。

※ 平成22年6月及び平成24年10月に実施した調査結果をとりまとめたものである。

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

客にダンスをさせる営業は、適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあり、実際に、風営法に違反して営まれている3号営業の状況をみると、営業所の周辺における騒音や酔客のい集、年少者の立入り、営業所の内外における暴行・傷害事案、女性に対する性的事案等の問題が発生するとともに、取締りの継続・強化を要望する陳情書や風営法の規制撤廃に反対する意見書が周辺住民等から警察に寄せられるなどしている。

また、4号営業については、一定のダンススクール営業を規制の対象から除外するなどしているが、4号営業を風営法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば、出会い系ダンスホール等のいかわがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念される。

このような状況を踏まえると、現段階においては、客にダンスをさせる営業に対する規制を撤廃することは適当でないと考えられるが、一般論として言えば、風俗営業に対する規制は、これまでも必要な規制の見直しを行ってきたとおり、今後とも、風俗営業の実態、風俗営業者による自主規制の内容、地域住民を始めとして関係各方面の意見等を踏まえ、適切に判断していきたいと考えている。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべき点

規制の廃止・見直しにより、善良の風俗や清浄な風俗環境を害したり、少年の健全な育成に障害を及ぼしたりすることがないように留意する必要がある。

なお、この種の問題は地域性の強い問題であり、国によっては酒類を販売する形態の営業に対して我が国よりも厳しい規制を設け、客にダンスをさせる営業を規制の対象としている例もみられるところであり、諸外国の制度を単純に比較して我が国におけるダンスをさせる営業に対する規制の在り方を論じることは必ずしも適切ではないと考えられる。

以上

⑤クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し

(1) 制度比較

国名 比較の視点	日本	韓国	台湾	シンガポール
1. 海外臨船審査	<ul style="list-style-type: none"> 乗客数 2,000 名を目安に、本邦入港予定の大型クルーズ船に対しては、入国審査官が海外から乗船して航行中にパスポートや外国人入国記録(EDカード)の記載状況等を確認している。 指紋の取得・要注意人物リストとの照合は入港後に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国入管指定の規格により乗客の顔写真を含む乗客情報を提出した場合は、海外臨船を行わない。 顔写真の提供ができない場合は、入国審査官が海外から乗船し、航行中にパスポートの顔写真をMRPで読み取る作業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶側からの要請に基づき、入国審査官が海外から乗船して航海中にパスポートをチェックし、証印を押し印している。船内でパスポートコピーを作成し、乗客に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗客数 1,000 名以上の客船を対象に入国審査官が海外から乗船し、パスポートをチェックし、証印を押し印している。着岸後は、ターミナルでパスポートの読取り、証印の確認を実施する。
2. 上陸後の手続きの簡略化	<ul style="list-style-type: none"> 着岸後に対面式入国審査を実施。可能な航路のクルーズ船では個人識別情報のうち顔写真撮影を省略している。 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国を最終目的地としない通過客には対面式審査は行わない。韓国で下船する乗客には、指紋の取得等の対面審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 乗客の下船時は、入国審査官が船内で配布したパスポートコピーによって乗客の本人確認を実施している。 個人識別情報の取得はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段の簡略化は実施していない。 個人識別情報の取得はない。
3. クルーズカードによる上陸	<ul style="list-style-type: none"> 運行业社が発行するクルーズカードによる上陸は認めていないが、仮上陸許可書による上陸を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国を最終目的地としない通過客は、クルーズカードでの上陸が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> クルーズカードによる上陸は認めていないが、船内で配布したパスポートコピーでの上陸を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> パスポートの所持が必要であり、クルーズカードのみの上陸は認められていない。
4. その他の施策等	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ船対応のための入国審査官の増員 			<ul style="list-style-type: none"> シンガポール在住者は、ターミナル内の自動化ゲートを利用可能。
5. 入国審査に要する時間 (2000人規模の例)	<ul style="list-style-type: none"> 寄港地上陸許可を活用した場合に、入国審査に要する時間を含めて全ての乗客が下船するのに約95～100分(このうち入国審査に要する時間は90分)。 上記以外の場合約190分(このうち入国審査に要する時間は180分)。 	<ul style="list-style-type: none"> 入国審査は行わないところ、全ての乗客が下船するに約90分。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外臨船を行った場合に、着岸後の本人確認に要する時間を含めて全ての乗客が下船するに約90分。 上記以外の場合約180分。 	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルの審査で約105分から135分。

(注) 上記の韓国、台湾及びシンガポールにおける状況は、コスタ・クルーズ及びプリンセス・クルーズ等海外大手クルーズ船社の我が国総代理店であるウイルヘルムセン・シップス・サービス・ジャパン・プライベート・リミテッドの協力により、各国・地域の現地代理店等から聞き取り調査を行った結果をまとめたもの。

(2) 日本の現行規制を維持する必要性

- 個人識別情報の提供義務について
クルーズ船の外国人乗客から個人識別情報を取得しないとした場合、テロリスト等がクルーズ船乗客を装い本邦への入国を企図する可能性が否定できず、かつ、テロリスト等の入国を阻止するための代替え措置も見当たらないことから、現状を維持する必要がある。
 - クルーズカードによる上陸について
外国人の乗客の上陸後の本人確認は、運航会社が発行するクルーズカードではなく、公的な機関が発行する旅券又は許可書によることが適当と考えることから、クルーズカードのみによる上陸を認めることはできない。
- (参考)
- 平成24年6月から実施している寄港地上陸許可制度を活用したクルーズ船乗客に対する審査の合理化策については、各船社、代理店から概ね好評であるが、「本邦を經由して本邦外の地域に赴こうとする」航路であることが要件となっている。法務省においては、より多くのクルーズ船乗客の入国審査に迅速に対応すべく、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可（船舶観光上陸許可制度）等を創設するため、今国会に入管法改正案を提出している。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点

- クルーズの振興は、観光立国の推進の観点からも重要であるところ、規制の廃止・見直しに当たっては、テロ対策、水際対策のための厳格な出入国管理の維持にも留意の上、両者の高度な次元での両立が必要と考えている。
- 海外臨船審査の見直しは、我が国の領域の外における公権力の行使について、船籍国の了解を得る必要がある。

2. 參考資料

第1回産業競争力会議の議論を踏まえた
当面の政策対応について(抄)

平成25年1月25日
第3回日本経済再生本部
本部長 内閣総理大臣 安倍晋三

第1回産業競争力会議での議論を踏まえ、関係大臣におかれては、喫緊の重要政策課題に関する当面の対応として、以下の事項について対応されたい。

(規制改革の推進)

内閣府特命担当大臣(規制改革)は、雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連を規制改革の重点分野とする。特に健康・医療については、健康を維持して長生きしたいとの国民のニーズに応えるとともに、世界に我が国の医療関連産業が展開して国富の拡大につながるように、大胆な改革を推進すること。

戦略分野を育成するとともに、投資先としての日本の魅力を最高水準に引き上げる観点から、国際比較をした上での規制改革などを含め、国際先端テストの導入に向けて取り組むこと。

第4回・第5回産業競争力会議の議論を踏まえた
当面の政策対応について（抄）

平成25年4月2日
第6回 日本経済再生本部
本部長 内閣総理大臣 安倍晋三

第4回・第5回産業競争力会議での議論を踏まえ、関係大臣におかれては、当面の政策課題として、以下の事項について対応されたい。

（国際先端テスト）

- 内閣府特命担当大臣（規制改革）と関係閣僚は、国際先端テストを着実に推進すること。関係閣僚は、国際先端テストに係る内閣府特命担当大臣（規制改革）からの要請を踏まえて、海外の規制・制度に関する必要かつ十分な調査を迅速に行うとともに、内閣府特命担当大臣（規制改革）と協力して、我が国の規制環境を世界最先端にするとの観点から、早急に規制・制度改革の具体策を検討すること。